

【文教・科学委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件（うち本院先議2件）、本委員会において継続審査中であった衆議院議員提出3件の合計12件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願17種類138件のうち、2種類17件を採択した。

〔法律案の審査〕

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案は、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めようとするものである。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校健康センターの業務とする等所要の規定の整備を行おうとするものである。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの選手の競技技術の活用への適切な配慮について定めようとするものである。

上記3法案は、衆議院議員提出法律案として第140回国会本院に提出され、継続審査議案とされてきたものである。

委員会においては、3案を一括議題として審査し、再編された文教・科学委員会において、改めて発議者より趣旨説明を聴き、先国会に引き続き参考人の意見を聴取するとともに、スポーツ振興予算の現状、スポーツ振興投票制度における公正の確保、スポーツ振興投票の青少年への影響、ギャンブル性の有無、国民の理解の状況、スポーツ振興投票による収益の配分等について質疑が行われた。質疑を終局した後、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して小野理事より、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案及び日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出された。スポーツ振興投票の実施等に関する法律案に対する修正案は、地方公共団体等を行うスポーツ振興事業に対する支援の強化、児童・生徒の教育に重大な悪影響等があると認めるとき等のスポーツ振興投票の実施の停止、スポーツ振興投票に係る収益の用途に関する国会への報告等情報の公開、指定試合の公正を確保するための罰則の追加等を内容とするものである。また、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する修正案は、日本体育・学校健康センターが毎事業年度の収益から国庫に納付すべき金額の割合について修正を行うものである。両修正案について質疑を行い、原案並びに修正案について討論を行った後、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案及び日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案は多数をもって修正議決され、スポーツ振興法の一部を改正する法律

案は多数をもって可決された。なお、3案に対し、7項目の附帯決議が付された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、岡山大学医療技術短期大学部及び鹿児島大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、あわせて昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成10年度の職員の定員を改めようとするものである。

委員会においては、看護系大学の整備計画、看護職員の養成の在り方、医療の高度化と看護教育の状況、看護系教員の育成確保、高齢社会を担う専門職員の人材確保等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

日本育英会法の一部を改正する法律案は、日本育英会における学資の貸与に充てる資金の効率的運用を図るため、大学又は高等専門学校において学資金の貸与を受けた者が教育の職にあることにより、学資金の返還免除を受けることができる制度を平成10年4月入学者から廃止するとともに、余裕金の適切な運用を図るため、余裕金の運用方法を拡大しようとするものである。

委員会においては、今後の育英奨学事業の在り方、日本育英会の事業運営及び財務状況、大学院生返還免除特例の是非、滞納者及び滞納額の回収状況、育英奨学事業の事務手続の改善等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、5項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**教育職員免許法の一部を改正する法律案**は、教員の資質の保持と向上を図るため、教員免許制度を改善しようとするものであり、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする科目の単位数を改めること、社会人を教員として活用するための特別免許状制度及び特別非常勤講師制度を拡充すること、3年以上の教職経験を有する現職の養護教諭が保健の授業を担当する教諭又は講師となることを可能とすること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、教員養成における開放制の原則と教職課程の在り方、法改正に伴う各大学の条件整備、社会人教員を登用する際の問題点、養護教諭の担うべき役割、小・中・高等学校の教員の需給状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、5項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案**は、宇宙開発事業団の人工衛星等の打上げの業務の円滑な推進及び確実な被害者保護に資するため、宇宙開発事業団が行う人工衛星の打上げにより第三者に損害を生じた場合の損害賠償措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、宇宙開発分野における国際協力、通信放送技術衛星「かけはし」の軌道投入失敗、宇宙開発事業団の開発体制、地球観測センターのシアン漏えい問題等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

参議院先議として提出された**美術品の美術館における公開の促進に関する法律案**は、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大するため、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開の促進等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、登録美術品の相続税物納の特例、児童生徒の鑑賞機会の拡大、登録美術品の基準と評価機関、文化財の情報システム等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案は、これまでの

動力炉・核燃料開発事業団の業務を抜本的に見直し、整理縮小するとともに、経営の刷新や機能強化を図り、核燃料サイクルの技術的な確立に向けた開発・研究を行う法人として再出発させるために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は、改組後の法人の名称を「核燃料サイクル開発機構」に改めること、原子力施設の立地地元重視の観点から同機構の主たる事務所を茨城県に置くこと、同機構における業務運営の透明性を確保するため内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命する委員により構成される運営審議会を設置すること、同機構の業務として、核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な高速増殖炉、核燃料物質の再処理、高レベル放射性物質の処理及び処分等に関する開発・研究を行うとともに、その成果の普及を行うこと、適切な情報の公開により同機構の業務運営における透明性を確保すること等である。

委員会においては、参考人からの意見聴取、茨城県東海村における地方公聴会の開催及び現地視察を行うとともに、原子力政策見直しの必要性、高速増殖炉の開発を継続する理念、新法人の業務範囲を定めるに当たっての基本的な考え方、公的な原子力開発研究機関における役割分担の在り方、動燃の経営体質、監督官庁としての科学技術庁の責任、新法人における情報公開の在り方等について質疑を行い、更に橋本総理大臣に対し質疑を行った。

質疑を終局し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、7項目の附帯決議が付された。

平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案は、平成14年に日本と韓国との共同で開催されるワールドカップサッカー大会の円滑な準備及び運営に資するため、財団法人2002年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄付目的として、寄付金付郵便葉書等の発行ができるものとするほか、同組織委員会に出向した国家公務員及び地方公務員について、退職共済年金等の長期給付に関する規定の適用の特例等について定めようとするものである。

委員会においては、ワールドカップサッカー大会を日本で開催する意義、共同開催国である韓国の大会組織委員会との連携の必要性、開催自治体によるスタジアム整備の状況、ワールドカップサッカー大会のテレビ放映の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

研究交流促進法の一部を改正する法律案は、科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を一層促進するための措置を講ずるもので、国以外の者が、国の試験研究機関等と共同して行う研究に係る施設の用に供する国の試験研究機関等の土地の使用について、その者が当該施設において行った研究により得た記録、資料その他の研究の結果を国に提供することを約するときは、当該土地の使用の対価を時価よりも低く定めることができることとするものである。

委員会においては、国の研究開発機関の評価の実施方法、国の機関と民間等との共同研究の在り方、国の試験研究機関との共同研究における研究成果の取り扱い、産業振興政策と産学官連携の関係、国の試験研究機関等の敷地に民間が整備する研究施設の管理権等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

学校教育法等の一部を改正する法律案は、中等教育の多様化を推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、現行の中学校と高等学校の制度に加えて、新たな学校の種類として修業年限6年の中等教育学校を設け、中高一貫教育制度を導入するとともに、

高等教育の段階において、一定の専修学校の専門課程の修了者について大学に編入学できる途を開くこと等制度の弾力化を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、中高一貫教育の導入の趣旨及び経緯、選択的導入とした理由、小学校段階における進路指導の是非、受験競争の低年齢化及び受験エリート校化の防止策、いわゆる連携型中高一貫教育の具体的内容、都道府県における中高一貫教育研究会議の趣旨等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、10項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月10日、町村文部大臣から文教行政の基本施策について所信を、小野文部大臣官房長から平成10年度文部省関係予算について説明を聴取し、また、谷垣科学技術庁長官から科学技術振興のための基本施策について所信を、加藤科学技術政務次官から平成10年度科学技術庁関係予算について説明を聴取した。

3月12日、文教行政の基本施策及び科学技術振興のための基本施策について質疑を行い、教師の負担と学校週五日制の早期実施、道徳教育の現状と問題点、財政再建と科学技術基本計画の推進、学校における国旗・国歌の取扱い及び指導、学校運営における職員会議の位置付け、宇宙開発事業団の財務状況、校内暴力の現状と実効性のある対策、中高一貫教育制度導入の趣旨、30人学級と教職員の定数改善計画、児童生徒の薬物乱用問題等が取り上げられた。

3月17日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のうち、科学技術に関する件について質疑を行い、青森県知事による返還ガラス固化体の搬入拒否、「かけはし」の軌道投入に失敗したHⅡロケットの宇宙開発に及ぼす影響、原子力発電所解体に伴うバックエンド対策、研究所における核燃料物質の管理、科学技術基本計画の進捗状況、理科教育と若者の科学技術離れ、動力炉・核燃料開発事業団の改革等の問題が取り上げられた。

4月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度、総理府所管のうち日本学術会議、科学技術庁及び文部省所管予算について審査を行い、日本学術会議の役割及び科学技術会議との整合性、ライフサイエンス研究の推進、幌延貯蔵工学センター計画の見直し、環境ホルモンに対する研究の現状、学校教育におけるボランティア活動の義務付け、公民教育の目的、行政改革と文部行政、教育・研究施設の老朽化対策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年1月20日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年1月22日（木）（第2回）

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上3案について発議者衆議院議員船田元君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年2月3日（火）（第3回）

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）

スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上3案について発議者衆議院議員松浪健四郎君、同船田元君、同柳沢伯夫君、同小坂憲次君、同福留泰蔵君、同河村建夫君、同大畠章宏君、町村文部大臣、政府委員、大蔵省及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成10年2月5日（木）（第4回）

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）

スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上3案について発議者衆議院議員柳沢伯夫君、同福留泰蔵君、同船田元君、同松浪健四郎君、町村文部大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成10年2月12日（金）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）

スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上3案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本体育大学教授

浅見 俊雄君

弁護士

斎藤 義房君

福島大学教育学部助教授

黒須 充君

財団法人日本サッカー協会会長

長沼 健君

新日本スポーツ連盟事務局長

和食 昭夫君

作家

猪瀬 直樹君

○平成10年2月17日（火）（第6回）

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）

スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上3案について発議者衆議院議員船田元君、同松浪健四郎君、同柳沢伯夫君、同小坂憲次君、同福留泰蔵君、町村文部大臣、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成10年3月10日（火）（第7回）

- 文教行政の基本施策に関する件について町村文部大臣から所信を聴いた。

- 平成10年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 科学技術振興のための基本施策に関する件について谷垣科学技術庁長官から所信を聴いた。
- 平成10年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年3月12日（木）（第8回）

- 文教行政の基本施策に関する件及び科学技術振興のための基本施策に関する件について町村文部大臣、谷垣科学技術庁長官、政府委員、内閣官房及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年3月17日（火）（第9回）

- 科学技術に関する件について谷垣科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。
- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）

以上両案に対し修正案が提出され、両修正案について修正案提出者馳浩君、同長谷川道郎君、同小野清子君、町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）

スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上3案について討論の後、

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）

以上両案をいずれも修正議決し、

スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）を可決した。

（第140回国会衆第21号）

（修正案）

賛成会派 自民、民友の一部、社民、自由

反対会派 民友の一部、公明、共産

欠席会派 無

（修正部分を除いた原案）

賛成会派 自民、民友の一部、社民

反対会派 民友の一部、公明、共産、自由

欠席会派 無

（第140回国会衆第22号）

（修正案）

賛成会派 自民、民友の一部、社民、自由

反対会派 民友の一部、公明、共産

欠席会派 無

（修正部分を除いた原案）

賛成会派 自民、民友の一部、社民

反対会派 民友の一部、公明、共産、自由

欠席会派 無

（第140回国会衆第23号）

賛成会派 自民、民友の一部、社民

反対会派 民友の一部、公明、共産、自由

欠席会派 無

なお、3案について附帯決議を行った。

○平成10年3月26日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)
日本育英会法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)
以上両案について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月31日（火）（第11回）

- 国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)
日本育英会法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)
以上両案について町村文部大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、日本育英会法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について討論の後、両案をいずれも可決した。

(閣法第17号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由

反対会派 なし

欠席会派 無

(閣法第18号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、日本育英会法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成10年4月7日（火）（第12回）

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成10年度一般会計予算(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(総理府所管(日本学術会議))について政府委員から説明を聴き、
(総理府所管(科学技術庁))について谷垣科学技術庁長官、政府委員、環境庁当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事坪谷隆夫君に対し質疑を行った後、
(総理府所管(日本学術会議)及び文部省所管)について町村文部大臣、政府委員、厚生省、外務省、自治省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月9日（木）（第13回）

- 教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月14日（火）（第14回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第68号）について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

明海大学副学長

筑波大学名誉教授

全国私立大学教職課程研究連絡協議会事務局長

中央大学文学部教授

高倉 翔君

奥田 泰弘君

○平成10年4月16日（木）（第15回）

- 教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第68号）について町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第68号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第100号）について谷垣科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月21日（火）（第16回）

- 美術品の美術館における公開の促進に関する法律案（閣法第106号）について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月23日（木）（第17回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第100号）について谷垣科学技術庁長官、政府委員及び参考人宇宙開発事業団理事石井敏弘君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第100号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由

反対会派 なし

欠席会派 無

- 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について谷垣科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。
- 美術品の美術館における公開の促進に関する法律案（閣法第106号）について町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第106号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成10年4月28日（火）（第18回）

- 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）の審査のため委員派遣を行うこと及び必要に応じ動力炉・核燃料開発事業団の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。
- 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について谷垣科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君、同事業団理事坪谷隆夫君及び同事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成10年4月30日（木）（第19回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

中央大学工学部教授
東京大学工学部教授
埼玉大学講師

久米 均君
近藤 駿介君
角田 道生君

○平成10年5月12日（火）（第20回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、谷垣科学技術庁長官、政府委員、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事中野啓昌君、同事業団理事菊池三郎君及び同事業団理事長近藤俊幸君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第29号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案（閣法第73号）（衆議院送付）について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月19日（火）（第21回）

- 平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案（閣法第73号）（衆議院送付）について町村文部大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った後、可決した。
- （閣法第73号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由
反対会派 なし
欠席会派 無
- 研究交流促進法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について谷垣科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月21日（木）（第22回）

- 研究交流促進法の一部を改正する法律案(閣法第91号)(衆議院送付)について谷垣科学技術庁長官、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第91号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産
欠席会派 無

○平成10年5月26日（火）（第23回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第77号)(衆議院送付)について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月27日（水）（第24回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第77号)(衆議院送付)について町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年5月28日（木）（第25回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第77号)(衆議院送付)について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東京学芸大学教育学部教授	児島	邦宏君
大東文化大学文学部教育学科教授	太田	政男君
宮崎県立五ヶ瀬中・高等学校校長	前田	稔君

○平成10年6月4日（木）（第26回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第77号)(衆議院送付)について町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第77号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産
欠席会派 無
なお、附帯決議を行った。

○平成10年6月18日（木）（第27回）

- 請願第1722号外16件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第15号外120件を審査した。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 岡山大学併設の医療技術短期大学部及び鹿児島大学併設の医療技術短期大学部を廃止すること。
- 2 昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成10年度の職員の定員を、2万95人（13人増）に改めること。
- 3 この法律中、国立医科大学等の職員の定員の改正規定は平成10年4月1日から、岡山大学併設の医療技術短期大学部及び鹿児島大学併設の医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成14年4月1日から施行すること。

日本育英会法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 大学又は高等専門学校において学資金の貸与を受けた者が教育の職にあることにより学資金の返還免除を受けることができる制度を廃止すること。
- 2 余裕金の運用の方法として、文部大臣の指定する金融機関への預金を追加すること。
- 3 罰金及び過料の額を引き上げること。
- 4 この法律は平成10年4月1日から施行すること。

【附 帯 決 議】

政府及び日本育英会は、憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等を実現するため、育英奨学事業の拡充を図るとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 育英奨学事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額に努めるとともに、貸与金額・貸与方法の多様化についても検討すること。
- 2 大学等への進学希望を持つ者が安心して勉学に取り組めるよう予約採用に比重を置くとともに、奨学生の選考については、経済的基準についてその収入限度額を大幅に引き上げるよう努めるとともに、学力基準の弾力化に努めること。
- 3 奨学金受給者の割合について国公立と私立との格差の是正に努めること。
- 4 研究者の養成・確保が、我が国の文化及び科学技術の発展のための最優先課題であり、大学院に優秀な学生を確保するための経済的支援の充実が緊急の課題となっていることにかんがみ、大学院学生に対する育英奨学事業の一層の充実を図ること。
- 5 多様な回収方法を講ずることにより返還金回収率の向上に努めるとともに、育英奨学事業の運営にあたっては、その簡素化、効率化等の改善を図ること。

右決議する。

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要 旨】

本法律案は、動力炉・核燃料開発事業団の抜本的な改革を図るために必要な措置を講ずるとともに、その名称を核燃料サイクル開発機構に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 原子力基本法の一部改正

原子炉のうち高速増殖炉及び核燃料物質に関する開発等を行わせるため核燃料サイクル開発機構を置くものとし、核燃料サイクル開発機構に関する規定は、別に法律で定めるものとする。

2 動力炉・核燃料開発事業団法の一部改正

(1) 題名等

題名を「核燃料サイクル開発機構法」に改めるとともに、動力炉・核燃料開発事業団（以下「事業団」という。）を核燃料サイクル開発機構（以下「機構」という。）に改称するものとする。

(2) 目的

機構は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理並びに高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(3) 事務所

主たる事務所を茨城県に置くものとする。

(4) 役員

理事について、1人を減員するとともに、任期を4年から2年に改めること。

(5) 運営審議会

機構に、委員15人以内で組織する運営審議会を置くものとし、運営審議会は、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を審議し、及び機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べるものとする。

(6) 業務

機構は、(2)の目的を達成するため、次の業務等を行うものとする。

① 核燃料サイクル（原子炉に燃料として使用した核燃料物質を再度原子炉に燃料として使用することにより核燃料物質を有効に利用するために必要な一連の行為の体系をいう。）を技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。

① 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究

② ①に掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究

③ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究

④ ③に掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究

② ①に掲げる業務に係る成果について、技術の提供その他の方法により、普及を行

うこと。

(7) 業務の運営等

機構は、(6)の業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行い、適切な情報の公開により業務の運営の透明性を確保するとともに、適正かつ効率的な業務運営に努めなければならないものとする。

機構の業務運営に関する基本的事項等については、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める基本方針に従って実施されなければならないものとする。

(8) 業務の特例

機構は、この法律の施行の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型転換炉に関する開発等を行うものとする。

3 その他

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする（ただし、事業団の役員に関する経過措置等についての規定は、公布の日から施行）。

(2) 所要の規定の整備

本法の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律の一部を改正するものとする。

【附 帯 決 議】

政府及び核燃料サイクル開発機構は、動力炉・核燃料開発事業団による度重なる事故及び不祥事を重く受けとめ、本法の施行に際し、次の事項に関し特に配慮すべきである。

- 一 原子力開発利用に係る安全の確保に万全を期すよう努めること。
- 一 核燃料サイクル開発機構における情報の公開については、「情報公開指針」の積極的な運用等により、適時・的確かつ信頼性の高いものとし、公共の安全に関する情報や業務の財務状況に関する情報については、特に配慮すること。
特に事故時においては、関係自治体等に対し、迅速かつ分かり易い形での情報提供を行うこと。
- 一 整合性のある原子力開発を行うため、高速増殖炉、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処理・処分等の核燃料サイクルに係る政策については、今後とも国民的議論を継続し、その合意形成に努めること。
- 一 核燃料サイクル開発機構の運営に当たっては、同機構は自らに付与される明確な裁量権と責任について十分に認識し、地元重視を大前提として、立地地域の住民の信頼が得られるよう地域社会との共生に努めるとともに、透明性ある運営に努めること。
- 一 原子力防災については、原子力施設周辺住民の不安が十分に解消されるよう、地元自治体の要望にも配慮しつつ、人材や資材の適切な確保を含め、より実効性の高い防災体制の整備に向けた検討を進めること。
- 一 本法の施行によって動燃改革が完了するものではないことを十分に認識しつつ、今後とも役職員の意識改革を徹底し、その体質を改善し、真の動燃改革が達成されるよう努めること。
- 一 原子力の研究開発利用に際し、国民の理解と協力が不可欠であることに鑑み、学校教

育等においてその適切な理解の増進が図られるよう努めること。
右決議する。

教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、教育職員養成審議会の答申等を受けて、教員の資質の保持と向上を図るため、教員免許制度を改善しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする科目について、「教科に関する科目」の単位数を減らすとともに「教職に関する科目」の単位数を増やす等の措置を講ずること。
- 2 社会人を教員として活用するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 教員免許状を有しない者を非常勤の講師に充てることのできる事項について、小学校における国語、社会、算数、理科及び生活並びに盲学校、聾学校又は養護学校における特殊の教科等の領域の一部に係る事項を新たに加え、全教科を対象とするとともに、当該非常勤の講師の任命又は雇用について、免許状の授与権者の許可制から授与権者への届出制に改めること。
 - (2) 特別免許状を授与することができる教科について、小学校における国語、社会、算数、理科及び生活並びに盲学校、聾学校又は養護学校における特殊の教科以外の教科を新たに加え、全教科を対象とするとともに、特別免許状の有効期間を3年以上10年以内から5年以上10年以内に改めること。
- 3 3年以上の勤務経験がある現職の養護教諭は、当分の間、勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項を担当する教諭又は講師になることができることとすること。
- 4 盲学校、聾学校又は養護学校において、精神薄弱者に対する特殊の教科以外の教科（国語、社会等）の授業を担当する教諭又は講師は、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園から高等学校までのいずれかの学校の教諭の普通免許状を有するものであれば足りることとすること。
- 5 短期大学の専攻科のうち文部大臣が指定するものの課程等において、高等学校教諭を除く教諭の1種免許状取得のための単位を修得できるようにすること。
- 6 この法律は、平成10年7月1日から施行すること。

【附 帯 決 議】

政府は、教員免許制度の重要性にかんがみ、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

- 1 教員養成における開放制の原則が堅持できるよう、教員養成大学・学部以外の大学・学部における教員養成にかかる諸条件の一層の充実に努めること。
- 2 今回の法改正に伴い必修とされる科目については、教育職員養成審議会第1次答申を踏まえ、趣旨の徹底を図るとともに、その具体的な名称及び内容に関しては、各大学の創意工夫と自主性を尊重すること。
- 3 教員養成大学・学部以外の大学・学部が教員養成を引き続き円滑に実施することができるよう、「教職に関する科目」の単位を大学の卒業要件に算入することを可能とする

とともに、教職課程における単位互換制度の導入及び専任教員基準の緩和を図る等十分な対応措置を講ずること。

- 4 特別非常勤講師制度及び特別免許状制度等、社会人が教育に参加する制度の実施に当たっては、これまでの実施成果を十分に検証し、各学校が適切に同制度を活用できるよう、その条件整備に努めること。
- 5 養護教諭を保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師とするに当たっては、養護教諭の本務や保健室の機能が阻害されることのないよう配慮するとともに、養護教諭の増員及び適正配置についても引き続き検討すること。
右決議する。

平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案（閣法第73号）

【要 旨】

本法律案は、平成14年に開催されるワールドカップサッカー大会（以下「大会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 財団法人2002年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備費及び運営費に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等の発行ができることとすること。
- 2 国家公務員が組織委員会に派遣された後、国家公務員に復帰した場合の退職手当の算定に際しては、組織委員会での在職期間を国家公務員の在職期間に通算する措置を講ずるとともに、共済年金等の長期給付に関する規定の適用に当たっては、国家公務員及び地方公務員は組織委員会に派遣されている間、引き続き派遣前に所属していた共済組合の組合員とすること。
- 3 組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。
- 4 この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要 旨】

本法律案は、中等教育の多様化を推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、現行の中学校と高等学校の制度に加えて、中高一貫教育制度を導入するとともに、高等教育の段階において、専修学校の専門課程の修了者について大学に編入学できる途を開くこと等制度の弾力化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 学校教育法の一部改正
 - (1) 中等教育学校制度
 - ① 中等教育学校の創設
新たな学校の種類として、中等教育学校を設けること。
 - ② 中等教育学校の目的及び目標
中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とし、これを

実現するために、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと等の目標の達成に努めなければならないものとする。

③ 中等教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分

中等教育学校の修業年限は、6年とし、前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分すること。

④ 前期課程及び後期課程の目的及び目標

中等教育学校の前期課程においては、中等普通教育を施すことを実現するために、中学校における教育と同一の目標の達成に努め、後期課程においては、高等普通教育及び専門教育を施すことを実現するために、中等教育学校における教育の目標の達成に努めなければならないものとする。

⑤ 中等教育学校の教科及び学科

中等教育学校の前期課程の教科並びに後期課程の学科及び教科に関する事項は、②及び④に従い、監督庁が定めるものとする。

⑥ 中等教育学校の教職員

中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員等の職員を置くものとする。

⑦ 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校における一貫教育

同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、監督庁の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校教育と高等学校教育を一貫して施すことができるものとする。

⑧ その他

中等教育学校に係る設置廃止の認可、就学義務の履行及び大学の入学資格並びに罰金の額の引き上げ等所要の規定を整備すること。

(2) 専修学校の専門課程の修了者の大学への編入学等

① 専修学校の専門課程のうち文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者は大学に編入学することができるものとする。

② 大学の学生以外の者として大学において単位を修得した者が当該大学に入学する場合に、相当期間を修業年限に通算することができるものとする。

2 施行期日等

(1) この法律は、平成11年4月1日から施行すること。ただし、大学の単位の修得者が当該大学に入学する場合の修業年限に関する規定は平成10年10月1日から、中等教育学校設置のため必要な行為に関する規定は公布の日から施行すること。

(2) 中等教育学校設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができることとする。

【附 帯 決 議】

政府及び関係者は、中高一貫教育の選択的導入に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 中高一貫教育の導入は、新しい学校種を設けるなど今後の中等教育全体の改革の端緒となるものであることを踏まえ、児童・生徒や保護者のニーズ、地域の実情に十分に配慮して実施すること。

- 2 中高一貫教育の内容は、「ゆとり」のある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を大いに伸ばすという本旨にのっとり検討され、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分に配慮すること。
- 3 中高一貫教育の導入は、中等教育を多様化し、生徒や保護者の選択の幅を広げることが趣旨とするものであることに鑑み、大学の入学者選抜方法については、その学習成果が生かされるよう工夫改善に努めること。
- 4 中高一貫教育を行う公立の学校では、入学者の決定に当たって学力試験を行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学者選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことがないように十分に配慮すること。
- 5 いわゆる連携型の中高一貫教育については、その有機的連携を可能ならしめるように十分に検討すること。
- 6 各都道府県等においては、中高一貫教育の導入に際して、「中高一貫教育研究会議」等を通じて、幅広い関係者による協議を行い、一貫教育の内容、入学者の決定方法、通学区の設定など地域の実情等を踏まえたものとなるように努めること。
- 7 国は、中高一貫教育の推進に係る実践研究事業の一層の充実に努めること。
- 8 児童・生徒が中高一貫教育を行う学校を実質的に選択できることとなるように、設置者の意向を踏まえ、必要な財政措置を講ずること。
- 9 中等教育における選択の幅が広がることに伴い、児童、保護者に対して十分な情報提供を行うとともに、小学校における進路指導の在り方についても検討すること。
- 10 本法施行に伴う学校教育法施行規則その他政省令の改正に当たっては、中高一貫教育の導入の趣旨及び本委員会における審議を十分に踏まえ、これを行うこと。
右決議する。

研究交流促進法の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要 旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 1 国は、国の研究に関し交流の促進を図るため、政令で定めるところにより、国以外の者であって、試験研究機関等その他の政令で定める国の機関と共同して行う研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものに対し、その者が当該施設において行った研究により得た記録、資料その他の研究の結果を国に政令で定める条件で提供することを約するときは、当該施設の用に供する土地の使用の対価を時価よりも低く定めることができるものとする。
- 2 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第100号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）の人工衛星等の打上げの業務の円滑な推進及び確実な被害者保護に資するため、事業団が行う人工衛星等の打上げにより第三者に損害を生じた場合の損害賠償措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行

うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置
 - (1) 事業団は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するため、主務大臣が定める金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行ってはならないこととすること。
 - (2) 事業団は、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関する特約を打上げ委託者とすることができることとすること。
- 2 事業団が保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行った場合等における罰則について必要な規定を設けること。
- 3 この法律は、公布の日から施行するものとする。

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案（閣法第106号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、登録美術品公開契約（登録美術品の美術館への引渡し及びその公開を約する旨の契約）の締結を要件とする美術品の登録制度を導入し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 登録美術品制度の導入
 - (1) 美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができることとすること。
 - (2) 文化庁長官は、(1)の登録の申請があった場合において、当該申請に係る美術品が国の重要文化財に指定されたもの等であり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならないものとする。
 - (3) 登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもって、その保管を行わなければならないものとする。
 - (4) 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあっせんに努めなければならないものとする。
- 2 相続税の物納の特例
租税特別措置法の一部を改正し、税務署長は、相続税の納税義務者が物納の許可を申請しようとする場合において、当該物納に充てようとする財産が登録美術品であるときは、相続税法第41条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による物納を許可することができることとすること。
- 3 検討
政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、美術品の登録に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第140回国会衆第21号)

【要 旨】

本法律案は、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)は、スポーツ振興投票を行うことができるものとする。
- 2 スポーツ振興投票の対象となるサッカーの試合の指定、投票券の発売、19歳未満の者及び関係者等による投票券の購入の禁止、払戻金の交付等、スポーツ振興投票の実施についての所要の規定を設けること。
- 3 スポーツ振興投票に係る収益について、地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設の整備に要する資金の支給に充てる等、その用途についての規定を設けること。
- 4 スポーツ振興投票の対象となるサッカーの試合を行うスポーツ振興投票対象試合開催機構についての所要の規定を設けること。
- 5 センターは、スポーツ振興投票に関する国民の理解を深めるため、情報の提供等の措置を講ずること。
- 6 地方公共団体等の行うスポーツ振興事業への支援に充てる金額の総額は、センターが収益のうちから国庫に納付する金額のおおむね3分の1相当額となるようにするものとする。
- 7 罰則に関する所要の規定を設けること。
- 8 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、この法律施行後7年を経過した場合においては、この法律の実施状況に照らして、スポーツ振興投票制度の在り方について見直しを行うこと。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案委員会修正

【要 旨】

- 1 地方公共団体等の行うスポーツ振興事業に対する支援の強化
 - (1) 日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)は、スポーツ振興投票に係る収益をもって、地方公共団体が行うスポーツ振興事業に要する資金の支給に充てることができるものとする。
 - (2) センターは、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(以下「投票法」という。)の規定により地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係るスポーツ団体に対する資金の支給の業務を行うに当たっては、その支給に充てる金額の総額がスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益の3分の1に相当する金額となるようにするものとする。
- 2 スポーツ振興投票の実施の停止

- (1) 文部大臣は、センターが投票法（同法に基づく命令を含む。）若しくはスポーツ振興投票に係る日本体育・学校健康センター法の規定（これに基づく命令又は処分を含む。）に違反し、又はスポーツ振興投票の実施につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができるものとする。
 - (2) 文部大臣は、スポーツ振興投票の実施が児童、生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしていると認めるときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴いて、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができるものとする。
- 3 スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する国会への報告その他情報の公開
- (1) 文部大臣は、センターから毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書を受領し、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとする。
 - (2) センターは、必要に応じ、スポーツ振興投票に係る収益から資金の支給を受けたスポーツ団体に対し、その資金の使途に関する情報の公開を求めるものとする。
- 4 指定試合の公正を確保するための罰則の追加
- (1) スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）の役職員又は機構の登録を受けた選手、監督、コーチ、審判員等の試合関係者のその担当する機構の業務に係る職務又はその関与する指定試合に関する収賄、加重収賄、事前収賄及び事後収賄を処罰するものとする。
 - (2) (1)の賄賂についての必要的没収及び(1)に係る贈賄罪の規定を設けるものとする。
 - (3) 指定試合においてその公正を害すべき方法による試合を共謀した者を処罰するものとする。
- 5 その他
- その他所要の規定の整理を行うものとする。

【スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、スポーツが心身の健全な発達と、明るく豊かな社会の形成に寄与するものであることにかんがみ、スポーツ振興投票の実施等に当たっては、その適正な運営に万全を期すとともに、次の事項について特段に配慮すべきである。

- 1 スポーツ振興のための予算措置について今後もその充実を図るとともに、各省庁にまたがるスポーツ関係予算の有機的連携に努めること。
- 2 スポーツ振興のための適切な施策を講ずるため、スポーツ振興法第4条に規定するスポーツの振興に関する基本的計画について検討すること。
- 3 スポーツ振興投票券の発売に当たっては、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意すること。
- 4 スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、国民が自主的、自発的に行うスポーツ活動の振興のために地域のスポーツクラブなど民間スポーツ団体の果たす役割の重要性に十分留意すること。また、地方においても、スポーツ振興投票の収益を活用し、地域

- スポーツクラブ等の育成が促進されるように十分配慮すること。
- 5 障害のある人のニーズに対応したスポーツ環境の充実のため、関係各省庁の連携を十分図るとともに、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっても適切に配慮すること。
 - 6 保健体育審議会の委員の選任について本委員会に報告するなど、スポーツ振興投票制度の運営全般にわたって公正及び透明性を十分確保すること。
 - 7 スポーツ振興投票制度を円滑に実施するため、社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）が適切かつ安定的な運営に努めるよう促すこと。
- 右決議する。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第140回国会衆第22号)

【要 旨】

本法律案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、これに関連する業務を日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)の業務とする等の所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 センターの目的のうち、「スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助」を「スポーツの振興のために必要な援助」に改めること。
- 2 センターの業務として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務を追加すること。
- 3 文部大臣は、センターのスポーツ振興投票等業務に係る事業計画等を認可しようとするときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならないものとする。
- 4 センターは、スポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益の2分の1に相当する金額を、国庫に納付しなければならないものとする。
- 5 政府は、4の金額に相当する額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならないものとする。
- 6 この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行の日から施行すること。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

日本体育・学校健康センターが国庫に納付しなければならない金額は、スポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益の3分の1（原案は2分の1）に相当する金額とすること。

【附 帯 決 議】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第140回国会衆第21号)と同一内容の附帯決議が行われている。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第140回国会衆第23号)

【要 旨】

本法律案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、必要な措置を講じようとするものであり、その内

容は次のとおりである。

- 1 国は、スポーツの水準の向上のための措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たっては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たっては、プロスポーツの選手の高度な競技技術の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないものとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。

【 附 帯 決 議 】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第140回国会衆第21号)と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※17	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	10. 2. 3	10. 3. 19	10. 3. 31 可決	10. 3. 31 可決	10. 3. 12 文教	10. 3. 18 可決	10. 3. 19 可決
18	日本育英会法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3. 23	3. 31 可 附帯決議	3. 31 可決	3. 12 文教	3. 18 可 附帯決議	3. 19 可決
29	原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案	〃	2. 10	4. 22	5. 12 可 附帯決議	5. 13 可決	3. 27 科学技術	4. 10 可 附帯決議	4. 14 可決
				○10. 4. 22 参本会議趣旨説明 ○10. 3. 27 衆本会議趣旨説明					
68	教育職員免許法の一部を改正する法律案	参	3. 3	4. 8	4. 16 可 附帯決議	4. 17 可決	5. 22 文教	6. 3 可 附帯決議	6. 4 可決
73	平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案	衆	3 9	4. 28	5. 19 可決	5. 20 可決	3. 31 文教	4. 3 可決	4. 7 可決
77	学校教育法等の一部を改正する法律案	〃	3. 10	5. 25	6. 4 可 附帯決議	6. 5 可決	5. 14 文教	5. 22 可 附帯決議	5. 22 可決
91	研究交流促進法の一部を改正する法律案	〃	3. 13	5. 13	5. 21 可決	5. 22 可決	4. 21 科学技術	5. 6 可決	5. 7 可決
100	宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案	参	3. 24	4. 9	4. 23 可決	4. 24 可決	5. 12 科学技術	5. 22 可 附帯決議	5. 28 可決
106	美術品の美術館における公開の促進に関する法律案	〃	4. 14	4. 17	4. 23 可決	4. 24 可決	5. 26 文教	6. 3 可 附帯決議	6. 4 可決

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 送付月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
140 /21	スポーツ振興投票の実施等に関する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9. 4. 25)		10. 3. 20	10. 1. 12	10. 3. 17 修 附帯決議	10. 3. 20 修正	10. 4. 24 文教	10. 5. 8 可 附帯決議	10. 5. 12 可決
140 /22	日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9. 4. 25)		3. 20	1. 12	3. 17 修 附帯決議	3. 20 修正	4. 24 文教	5. 8 可 附帯決議	5. 12 可決
140 /23	スポーツ振興法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9. 4. 25)		3. 20	1. 12	3. 17 可 附帯決議	3. 20 可決	4. 24 文教	5. 8 可 附帯決議	5. 12 可決